

鈴木知事パーティー販売 定員の3倍超

虚偽記載、質問通告後に慌てて修正

7日の一般質問で、鈴木直道知事の後援団体「活力あふれる北海道の未来を実現する会」が開催した2019年・21年・22年の政治資金パーティーで、会場定員の3倍を超えるパーティー券を販売していたことが判明しました。同会が、真下紀子議員の質問通告後、政治資金収支報告書を慌てて修正したことから、収支報告が虚偽記載だったことがわかりました。知事は「すでに訂正した」と抗弁しました。



政治資金収支報告の目的は？

政治活動が、国民の不断の監視と批判のもとに行われるよう、政治資金収支報告書の提出と公開を定め、政治活動の公明と公正を確保し、民主政治の健全な発達に寄与することを目的としています。

購入者「疑惑の同数」を訂正

政治資金収支報告には、対価を支払ったパーティー券購入者数を記載しなければなりません。知事は「すでに訂正した」と答えるだけで、最後まで不適切だったとは認めませんでした。

同会（活力あふれ……会）は購入者数は訂正したもの、収入金額はそのまま。収入金額を会費で割った販売枚数、いわゆる「疑惑の同数」を記載していた

ため、以下のように訂正せざるを得なかったのです。

2021年 3703（収入3703万円）→ 1193

2022年 3707（収入3707万円）→ 1237

真下議員は、これは紛れもなく、政治資金規制法に反する虚偽記載だと指摘しました。

利益率90% 実質献金 公開率1%

知事の政治資金パーティーは、2019年はリアル開催で会場定員1120名に対し、販売枚数は3811枚、定員の3倍を超えて販売していました。にもかかわらず知事は「会場に入れなかった人はいなかった。政治資金規制法の趣旨に沿って適切」と答えたのです。

政治家個人や派閥への企業団体献金は禁止されています。参加を前提としないパーティー券購入は、形を変えた企業団体献金といえます。そのうえ利益率は、安倍派のパーティーの7～8割よりも高く、92～94%にのびります。

現行の政治資金規正法の公表基準では、献金は5万円以上の公表が必要ですが、パーティー券は20万円を超えないと公表しなくてもいいことになっています。そのため、知事の後援団体のパーティー券の購入者の公開率は1%未満、まるでブラックボックスです。

献金より透明度の低い政治資金パーティーを抜け道としていることは重大問題です。政治資金規制法を改正し、透明度を高める必要があります。



ニトリグループ企業 パー券購入700万円

1億8900万円の道事業受託

鈴木直道知事の後援会団体の会長はニトリホールディングスの似鳥昭雄会長です。ニトリグループ企業3社は4年間で700万円分の鈴木知事のパーティー券を購入しています。利益率9割をかけると630万円の献金に相当します。

鈴木知事は、道とニトリグループ企業の契約は、5年間で合計12件1億8900万円に上ると認めた上で、適切な契約だと主張しました。真下議員は「契約事務は適切でも契約の最高責任者である知事の在任中は、道の仕事や補助金の相手企業からのパーティー券購入は辞退すべき」と提案しましたが、知事は拒否しました。

政治家個人・派閥への企業団体献金は禁止されていますが、政治資金パーティーの形をとって企業団体献金の抜け道としているといえます。鈴木知事もこの抜け道を利用して、企業団体から事実上の献金を受けていることがわかりました。



鈴木知事に質問する真下議員

高裁で初の判断 「同性婚」認めない規定は「違憲」

18日の環境生活委員会で、14日の同性婚訴訟で違憲判決が出されたのを受け、ジェンダー平等について質問しました。

札幌高裁の斎藤清文裁判長は、同性婚を認めない規定は婚姻の自由を定めた憲法24条1項に反して『違憲』と、高裁として初めて判断しました。

判決では、憲法24条1項の婚姻の自由は「人と人との間の自由な結びつきとしての婚姻をも定めるもので同性婚も保障すると解される」としたうえで、「個人の尊厳に立脚した家族に関する法制度を求めうる」とした内容を紹介し、道の認識をただしました。

真下議員は異性カップルと同性カップルとの社会的不利益について質問。道は不利益について初めて言及しました。

同性カップルが婚姻関係にないことによる不利益

- ◇ パートナーは扶養親族とならない
- ◇ パートナーが亡くなっても財産相続人とはならない
- ◇ 所得税の配偶者控除の対象とはならない



- ◇ パートナーの子どもを育てていても親権者とならない
 - 法的な効果以外にも社会生活において
 - ◇ 民間住宅への入居が難しい
 - ◇ 医療現場において、病状説明や面会、手術の同意書への署名が認められないなど
- 困難な状況が当事者から指摘されており、著しい不利益を受けている実態の認識を表明しました。

判決では「アイデンティティの喪失感を抱くなど人格が損なわれている事態になっている」「一方、同性婚を認めた場合の弊害はない」とのべています。幸せな婚姻生活に向けて、同性婚を認める立法措置を早急を実現することが求められています。

道議会・道政へのご意見・ご要望をお寄せください。

真下紀子事務所 旭川市3条16丁目左7号 TEL 0166-20-0808 FAX 0166-20-1616 E-mail : m.noriko.office@gmail.com